

## 計算書記載の注意事項

- 1 この計算書は、地方税法第72条の23第2項に該当し、滋賀県に主たる事務所または事業所を有する医療法人等（農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）、公益法人等および人格のない社団等を含む。）が確定申告書および修正申告書を提出する場合に、所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）および法人税法施行規則様式別表4（写）とともに添付して提出してください。ただし、社会保険医療分の所得とその他の所得を区分して計算している医療法人等および法人税の申告において租税特別措置法第67条（社会保険診療報酬の所得の計算の特例）第1項の規定の適用を受ける医療法人等（以下「特例適用法人」という。）は提出を要しません。  
なお、特例適用法人は、地方税法施行規則別記様式第6号別表5「所得金額に関する計算書」（以下、第6号別表5「所得金額に関する計算書」という。）の備考欄にその旨を記載するとともに法人税法施行規則様式別表10（7）（写）を提出してください。
- 2 ①の金額欄には、第6号別表5「所得金額に関する計算書」の再仮計⑩の額を記載してください。（当該金額が欠損金額である場合は、頭部に△印を付して記載してください。）
- 3 ①の金額欄には、次の(1)に掲げる資産（償却資産を除く）の売却益、譲渡益または評価益若しくは売却損、譲渡損または評価損（以下、譲渡益等といいます。）の額がある場合には、その譲渡益等から次の(2)に掲げる金額を控除して得た金額は含みません。
  - (1) 譲渡資産
    - ① 土地（建物または構築物の所有を目的とする地上権および賃借権を含みます。）
    - ② 有価証券（法人税法第2条第21号に規定する有価証券）
    - ③ 貴金属、画書、こつとう、美術工芸品、その他これらに準ずる資産）
    - ④ ゴルフ会員権、リゾートホテル会員権等
  - (2) 譲渡に係る損金の額
    - ア 法人税法第50条の規定により、損金に算入した額
    - イ 租税特別措置法第64条から第66の2までの規定により損金に算入した額
    - ウ 譲渡のために支払った仲介等に係る手数料
    - エ 譲渡のために支払った測量費
    - オ 土地を譲渡するために支払った立退料
    - カ 土地を譲渡するために資産を取壊し、除去等をしたことにより生じた費用
    - キ その他これらに類する費用
- 4 ⑦の金額は、④の金額を⑤の金額で除して得た数値（小数点以下第6位までの数値。ただし、小数点以下第6位未満の端数があるときは、これを切り上げた数値）に①または②の金額を乗じて算定してください。  
なお、この欄に記載すべき所得金額に、1円未満の端数があるときは、これを切り上げ（欠損金額の場合は切り捨て）てください。また、算定した⑨の金額は第6号別表5「所得金額に関する計算書」の「社会保険等に係る医療の所得②」欄に転記してください。
- 5 医療事業の総収入金額とは、当該事業年度の医療事業の所得の算定上、益金の額として経理したもののうち、収入すべき金額の合計金額をいうものです。したがって、各種引当金および準備金の益金算入金額は収入金額に含めず、損金経理した貸倒金はいずれの場合も収入金額から減算しません。
- 6 「社会保険等に係る収入金額」欄には、地方税法第72条の23第3項に規定する健康保険法等の規定に基づく給付または医療、介護、助産もしくはサービスについて支払を受けるべき次の金額を法律ごとに記載してください。（労働者災害補償保険法による給付は社会保険診療分には含まれません。）
  - ア 保険者または組合からの収入金額（査定損益については、通知のあった事業年度の収入金額に加算または減算しません。）
  - イ 被保険者が負担する一部負担金（入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費に相当する分を含みます。）
  - ウ 健康保険法に係る医療費を被保険者（医療費助成対象者を含みます。）に代わって、市町等が支払った金額
  - エ 障害者総合支援法に規定する自立支援医療費若しくは療養介護医療または自動福祉法に規定する肢体不自由児通所医療費について支払いを受けた金額

（注）介護保険収入（生活保護法の規定に基づく介護扶助による収入を含む。）のうち社会保険医療分の収入金額とされるものは、地方税法第72条の23第3項第2号および第4号により規定されています。
- 7 「その他の収入金額」欄には、社会保険医療分以外の収入金額を収入科目ごとに記載します。この場合、次の点に留意してください。
  - ア 消費税（地方消費税を含みます。以下同じです。）の課税事業者である医療法人等が、計上した収入金額に消費税が含まれる場合は、その消費税額は、その他の収入金額に含めません。
  - イ 益金に計上された消費税が、還付された消費税の場合には、その他の収入金額に含めません。

なお、税抜き経理方式で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額に比べ、簡易課税方式を適用した場合の消費税の金額が少ないことから生じた差額は、その他の収入金額に含めます。（益金に算入されるものに限りません。）
- 8 ⑩欄の「（損害保険等）」とは、自動車損害賠償責任保険およびその他の損害保険等の保険金に相当する部分の金額として収入すべき金額をいいます。
- 9 ⑪の金額欄には、学校または事業所等の契約に基づく健康診断、予防接種等の給付による収入すべき金額を記載してください。
- 10 ⑫の金額欄には、⑧、⑨、⑩および⑪以外の医療等の給付による収入すべき金額を記載してください。
- 11 ⑭の金額欄には、健康保険法等の規定に基づく入院時食事療養費に係る標準負担額のほかに、患者、付添人等から別途食事代として収入すべき金額を記載してください。
- 12 ⑮の金額欄には、健康診断等証明収入の中に、介護保険法における要介護認定上、必要とされる意見書作成料として収入すべき金額も含めて記載してください。
- 13 ⑯の金額欄には、作業療法等を通じて生産した農作物等の生産品を販売すること、または物品等の加工もしくは修理を請け負うことにより収入すべき金額を記載してください。
- 14 ⑰の金額欄には、受託医療収入以外で学校または事業所等の嘱託医であることにより収入すべき金額を記載してください。
- 15 ⑱の金額欄には、当期中に収入した所得税法第174条（内国法人に係る所得税の課税標準）第1号および第2号の利子等および配当等の額（所得税額控除前の金額）を記載してください。この場合、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない部分の金額は含めません。
- 16 ⑲欄の「付帯事業収入」とは、医療保健業に比して社会通念上独立した事業部門と認められない軽微なもので医療保健業の付帯事業として発生する収入金額をいいます。
- 17 「その他の事業収入金額」の金額欄には、純売上高を記載してください。
- 18 従業員の社宅、寮等の使用料収入金額および食事代収入金額、国税および地方税に係る還付金、充当金および過誤納金の額（還付（充当）加算金額を除く。）、償却資産の売却収入金額（取得原価を超える部分の金額を除く。）等の経費の戻入として認められる収入金額ならびに益金の額として計算した購入たな卸資産に係る仕入割戻しの額は、医療保健業の総収入金額の計算上これに含めません。
- 19 法人税法施行規則様式別表4で加算または減算した収入金額は、損益計算書の各科目ごとの収入金額にそれぞれ加算または減算してください。なお、法人税の更正を受けた場合についても更正、決定により加算または減算された収入金額についても同様に計算してください。